令　和　7　年

上 尾 伊 奈 資 源 循 環 組 合 議 会

第 1 回 臨 時 会 議 案

議　　案　　名

議案第　９号　令和７年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第２号）……別冊

議案第１０号　上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について……１

議案第１０号

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１０月７日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

（上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第２０条の見出しを「（第１号部分休業の承認）」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２０条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場

合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２０条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２０条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２１条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２１条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条　上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第２０条」を「第２０条第２号」に改める。

第２０条中「当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出、仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求等」を「次の各号に掲げる申出及び請求」に改め、同条に次の各号を加える。

(1)　当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他育児に関する事実の申出及び仕事と育児との両立に資する制度又は措置の請求

(2)　当該職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出及び仕事と介護との両立に資する制度又は措置の請求

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　任命権者は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２０条の規定の例により、同条に規定する措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業制度を拡充したいので、この案を提出する。